

親族優先提供の意思表示について

1. 臓器提供の意思表示を行う仕組み

- 現在の臓器提供の意思表示を行う手段
 - ① 臓器提供意思登録システム（インターネット上で意思を登録）
 - ② 臓器提供意思表示カードやシール（ドナーカード）
 - ③ 健康保険証の記入欄
- 臓器移植委員会における議論を踏まえ、親族優先提供の意思表示を行うため、上記の手段をどのように活用し、周知を図っていけばよいか。

※ 臓器移植委員会における議論

【親族優先提供の実施に向けた課題】

- ・ 可能な限りシステムを利用していただいているかどうか。
- ・ 現行ドナーカードやシールには、余白へ記載をしていただいているかどうか。
- ・ 親族優先提供の意思表示は、制度を十分に理解した上で、記載していただく必要があるのではないか。

【今後の課題】

- ・ 新しいカード・シールの作成については、来年7月施行部分に関する諸課題についての検討状況も踏まえながら、引き続き検討してはどうか。

2. 意思表示の方法

- 親族優先提供の意思は、具体的に、どのように表示（記載）していただくよう、周知していくか。

※ パブリックコメントにおいて提示している考え方のうち、臓器移植委員会において、周知にあたって留意すべきとされた事項

- ・ 「親族」と書いていただくが、「個人名」記載も特に排除しない。
- ・ 特定親族名を書いた場合も、親族全体を優先すると取り扱う。
- ・ 親族も含め提供先を限定する意思表示は行えない。

（参考）臓器移植委員会等における議論

- ・ 「親族」の表示、「個人名」の表示のいずれであっても、臓器提供の場面において親族関係を確認する必要があるとあり、実務上の手間は変わらない。
- ・ 具体的なレシピエントの存在を思い浮かべて個人名を書くことも多いが、その場合も親族全体への優先提供意思と取り扱うことについて、しっかりと周知すべき。